



平成18年 2月13日

各 位

会 社 名 コムシード株式会社  
代表者名 代表取締役社長 福島 雄二  
コード番号 3739・名証セントレックス  
問合せ先 経営企画室 乾 芳夫  
T E L 03 - 5217 - 5814

### 大規模買付行為への対応方針に関するお知らせ

当社は、各関連機関、研究会等の報告、司法判断等について鋭意検討してまいりましたが、今般、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針をとりまとめ、平成18年2月13日に開催された当社取締役会において、以下のとおり決定しましたので、お知らせします。

注1: 特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の所有者(同法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。)およびその共同所有者(同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。)ならびに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2: 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の所有者およびその共同所有者である場合の当該所有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)または(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するもの

をいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## 1. 大規模買付ルールの目的

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、株主の皆様が特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を選択されるか否かは、最終的には各株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の事業は、収益の柱であるコンテンツプロバイダー部門およびソリューションビジネス部門を中核とするインターネット関連事業、および今後の成長が期待される求人情報関連事業から構成されており、当社の経営には、平成3年の会社設立以来蓄積された幅広く豊かな専門知識・経験・ノウハウならびに多数の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把握、大規模買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合があります。

特に、大規模買付者のみが他の株主様の損害の上で利益を得るための大規模買付行為、大規模買付者の買付価格が低すぎる大規模買付行為、または大規模買付後の経営の提案が不適切である大規模買付行為、企業価値を損なう提案であるにもかかわらず株主様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまうような大規模買付行為その他企業価値が損なわれ、株主の皆様が損害を与えるような大規模買付行為に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集を大規模買付者に対し行ったうえで、上記のようなノウハウと経験を前提とした判断・意見を株主の皆様へ提供し、また、当該大規模買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、株主の皆様が損害を与える場合等、一定の場合には企業価値を守る措置をとることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主全体の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとしました。

この大規模買付ルールは一般的なものであり、特定の大量保有者のみを意識したものではありませんが、現在の同大量保有者が大規模買付行為を行おうとする場合にも、この大規模買付ルールは適用されます。なお、大量保有報告書および変更報告書によれば現在2名の大量保有者(証券取引法27条の23)が存在しております。

## 2. 大規模買付ルールの内容

### (1) 概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して十分な情報を提供していただき、a. 当社取締役会が買収提案について検討を加え、代替案の提示等を行うための必要かつ十分な情報が提供されているか、b. 買収に応じることを当社株主の皆様が強要するような性質を有していないか、c. 対価の額、時期、方法、違法性の有無、

買収の実現可能性等の買収条件が当社の企業価値に対し不十分、不適切なものではないか、d. 買収の結果、当社株主の皆様はもとより、取引先、顧客、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値が著しく毀損されることはないか、などの点を評価検討して、当社取締役会の意見を開示した後、または 当社取締役会が一定の評価期間に意見を開示しない場合には同期間が経過した後に、大規模買付行為を開始していただくというものです。

## (2) 情報提供

まず、当社取締役会が必要と判断した場合、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(以下、「本情報」といいます。)を提供していただきます。その項目は以下のとおりです(但し、下記項目に限られるものではありません)。

大規模買付者およびそのグループの概要(大規模買付者の資本構成の詳細、大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

大規模買付行為の目的および内容

当社株式の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け

当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策等(以下、「買付後経営方針等」といいます。)

大規模買付者およびそのグループに対し、当該大規模買付により最終的に経済的な利得を得ることを目的として、資本金、出資金等名目の如何を問わず取得資金を供給している個人、法人、団体の住所、名称等の概要

本情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとされる場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

## (3) 情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)をいただくものとし、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合、たとえば、

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買収提案者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、当社の経営を支配した後に当社の資産を買収提案者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合、いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為と当社取締役会が判断する場合などには、当社取締役会は当社の企業価値および当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策をとることがあります。

当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社企業価値および当社株主全体の利益に与える影響を検討し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

#### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、商法その他の法律および当社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。ただし、当社取締役会が具体的対抗策として一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行うことを選択した場合には、株式分割1回につき当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。

また、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載

のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、大規模買付者以外の株主もしくは第三者に対し割当をなすこと、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

#### 4. 株主・投資者に与える影響等

##### (1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資者の皆様が適切な投資判断を為すうえでの前提となるものであり、当社株主および投資者の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資者の皆様におかれましては、大規模買付行為者の動向にご注意ください。

##### (2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、商法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありません。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し公告する株式分割基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

#### 5. 大規模買付ルールの有効期限

上記対応方針を決定した当社取締役会には、当社監査役2名全員が出席し、いずれの監査役も、上記対応方針の具体的な運用が適正に行われることを条件として、上記対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

なお、当社取締役会は、企業価値・株主価値向上の観点から、新会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて上記対応方針を変更または新たな対応策等を導入することがあります。

また、当社取締役会は、毎年定時株主総会の開催時期に本方針の見直しの要否を検討することといたします。

以上

(別紙)

## 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主(但し、当社取締役会において大規模買付者と判断する株主を除き、当社取締役会において新株予約権を付与した第三者を含む場合がある。)に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、90,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

### 4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

### 5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、消却事由および消却条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。